

(様式1)

申請に対する処分(法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左及び 地域振興局 (同左及び林務課又は森林保全課)	・委任 ・専決	処分の 決裁区分	局長 (環境局長及び 地域振興局長)
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第21条第4項		法令番号	C	3 3 - 0 4 5	
許認可等の種類	県立自然公園の特別地域内における行為の許可		備考			

審査基準

審査基準等 別添「熊本県立自然公園の許可、届出等の取扱要領」 別添「熊本県立自然公園「審査指針」及び「細部解釈及び運用方法」」	
未設定の理由又は公表できない理由	備考

標準処理期間

決裁区分	経由機関		処理機関	日数計 (A)+(B)	未設定の理由	備考 標準処理期間中、次に掲げる日数は標準処理日数に算入しない。 ・申請に係る文書の不備等による申請者等への照会に要する日数 ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第118号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同31日までの日数
	名称	日数 (A)	日数 (B)			
本庁	地域振興局	14日	30日	44日		
地域振興局	なし		14日	14日		

(様式1)

申請に対する処分(法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・専決	処分の 決裁区分	環境局長
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第53条		法令番号	C	3 3 - 0 4 5	
許認可等の種類 損失の補償	備考					

審査基準

審査基準等	
未設定の理由又は公表できない理由 請求の性格上、個別具体的な判断をせざるを得ないため未設定。	備考

標準処理期間

経由機関		処理機関	日数計 (A)+(B)	未設定の理由	備考
名称	日数(A)	日数(B)			
なし				個別の請求事案により事実確認等審査に要する期間が様々であり、標準処理期間を定めることが困難なため。	

(様式 2)

不利益処分 (法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・ 専決	処分の 決裁区分	環境局長				
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第31条第2項		法令番号	C	3	3	-	0	4	5
不利益処分の種類 県立自然公園の普通地域内における行為の禁止等			備考							

処分基準

処分基準等	
未設定の理由又は公表できない理由 行為の内容が多様であり、基準の設定が困難なため未設定。	備考

(様式 2)

不利益処分 (法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・ 専決	処分の 決裁区分	環境局長				
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第31条第2項		法令番号	C	3	3	-	0	4	5
不利益処分の種類 県立自然公園の普通地域内における行為の禁止等			備考							

処分基準

処分基準等	
未設定の理由又は公表できない理由 行為の内容が多様であり、基準の設定が困難なため未設定。	備考

(様式 2)

不利益処分 (法律・条例等に基づくもの) いずれかに

令和6年3月18日設定

担当課名 (係名)	自然保護課 (自然環境・公園班)	処理機関 (係名)	同左 (同左)	・委任 ・ 専決	処分の 決裁区分	環境局長				
処分根拠 法律又は条 例等	熊本県立自然公園条例 第32条第1項		法令番号	C	3	3	-	0	4	5
不利益処分の種類 県立自然公園内行為に係る原状回復、代替措置命令			備 考							

処分基準

処分基準等	
未設定の理由又は公表できない理由 行為の内容が多様であり、基準の設定が困難なため未設定。	備 考